

新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請事務委任手数料補助金

新型コロナウイルスの感染症の影響により労働者に対して一時的に休業等の措置を行い、雇用の維持を図ろうとする事業主が国の雇用調整助成金等の申請に際し、申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合に要した経費の一部を補助します。

補助対象者

以下のすべての要件に該当する事業主に対して、補助金を交付します。

- ①事業主の区分に応じそれぞれの要件を満たすこと
法人：**町内に主たる営業所を置いていること**
個人：(a) **町内に主たる営業所を置いていること**
(b) **町内に住所を有していること**
- ②愛媛県労働局長から**雇用調整助成金等の支給決定を受けていること**
- ③町税及び国民健康保険税を滞納していないこと
- ④暴力団員等でないこと
- ⑤他の市区町村から本補助金と同種の補助金の支給を受けていないこと

補助金額

社会保険労務士に依頼した経費（対象経費）の**1/2の額（上限10万円）**

- ※ 1 対象経費から消費税は除外します。
- ※ 2 千円未満の端数は切り捨てます。
- ※ 3 対象経費は令和4年4月1日以降に支払われた報酬が対象です。

必要書類

申請には以下の書類が必要です。

- ①**新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請事務委任手数料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）**
- ②雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- ③雇用調整助成金等に係る申請書類の写し
- ④社会保険労務士と締結した雇用調整助成金等の支給申請事務の委任に係る契約書の写し
- ⑤雇用調整助成金等に係る支給申請事務を委任した社会保険労務士への支払が確認できる書類の写し
- ⑥口座振替依頼書（既に町へ口座登録がある場合は不要）

申請事務の流れ

申請にあたっては、先に国へ雇用調整助成金を申請し交付決定を受けた後、町へ申請いただきます。

町への申請は1回限りになりますので、報酬を分割して支払われている場合は、今年度に支払ったものをまとめて1度に補助金の申請を行って下さい。

